

平成24年 3月23日(金)
国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所

記者発表資料

高い放射線量の確認について
多摩川河川敷のゴミより高い放射線量が確認されました。

多摩川の河川敷上のゴミより、高い放射線量が計測されたため、対象物についてはシート及び土のうで覆う応急措置を行いました。

現在、付近の立入禁止措置をとり、対象物の処分方法等について関係機関と協議を行っています。

○場所：川崎市川崎区殿町3丁目地先の多摩川河川敷

○放射線量

(対策前) 2.52 μ Sv/h (対象物より直近5cmの測定値)

(対策前) 1.0 μ Sv/h (対象物より高さ1mの測定値)

(対策後) 0.46 μ Sv/h (対象物より直近5cmの測定値)

(対策後) 0.87 μ Sv/h (対象物より高さ1mの測定値)

※対策後の立入禁止区域(約20m)外では、0.19 μ Sv/hを下回っています。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、川崎記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

副所長	<small>やまぐち</small> 山口	<small>みつひろ</small> 充弘	代表	045-503-4000
河川環境課長	<small>かいづ</small> 海津	<small>よしかず</small> 義和	直通	045-503-4011

位置図



応急処置等の経過

3月19日(月) 朝

市民の方より川崎市に、「川崎市殿町付近の河川敷で、不法投棄のような物があり、放射線量を量ったところ、1.73 マイクロシーベルトの値だった。」という情報が寄せられた。

3月19日(月) 午前中

市民の方、川崎市、京浜河川事務所（河川管理者）が立ち会いのもと、現地にて放射線量の簡易測定を実施した。【※測定者：川崎市】

●測定値

2.52 μ Sv/h (対象物より直近5cmの測定値)

1.0 μ Sv/h (対象物より高さ1mの測定値)



3月19日(月) 午後

発生源と考えられる対象物に放射線量低減を目的として、シート・土のうで覆う応急処置を行った。



3月19日(月) 18時頃

応急処置対策後、再度放射線量の簡易測定を実施した。【※測定者：川崎市】

●測定値

0.46 μ Sv/h (対象物より直近5cmの測定値)

0.87 μ Sv/h (対象物より高さ1mの測定値)

※対策後の立入禁止区域(約20m)外では、追加被ばく放射線量0.19 μ Sv/hを下回っています。

(放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針：年間1ミリシーベルト以下)

【今後の対応について】

現在、対象物の処分方法等について、関係機関と調整中です。
処分方法等が決定次第、再度お知らせする予定です。

【参考】

放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルトの場合における、年間の追加被ばく放射線量は1ミリシーベルトにあたる。

○ 0.23マイクロシーベルトの内訳

・自然界(大地)からの放射線量:0.04マイクロシーベルト

・事故による追加被ばく放射線量:0.19マイクロシーベルト

○ 1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定

1時間当たり0.19マイクロシーベルト × (8時間 + 0.4 × 16時間) × 365日

= 年間1ミリシーベルト